

令和2年度第3回自転車の活用推進に向けた有識者会議

# 目標及び施策体系について



# 自転車活用推進法に定める基本方針と自転車活用推進計画に定める目標・施策との関係



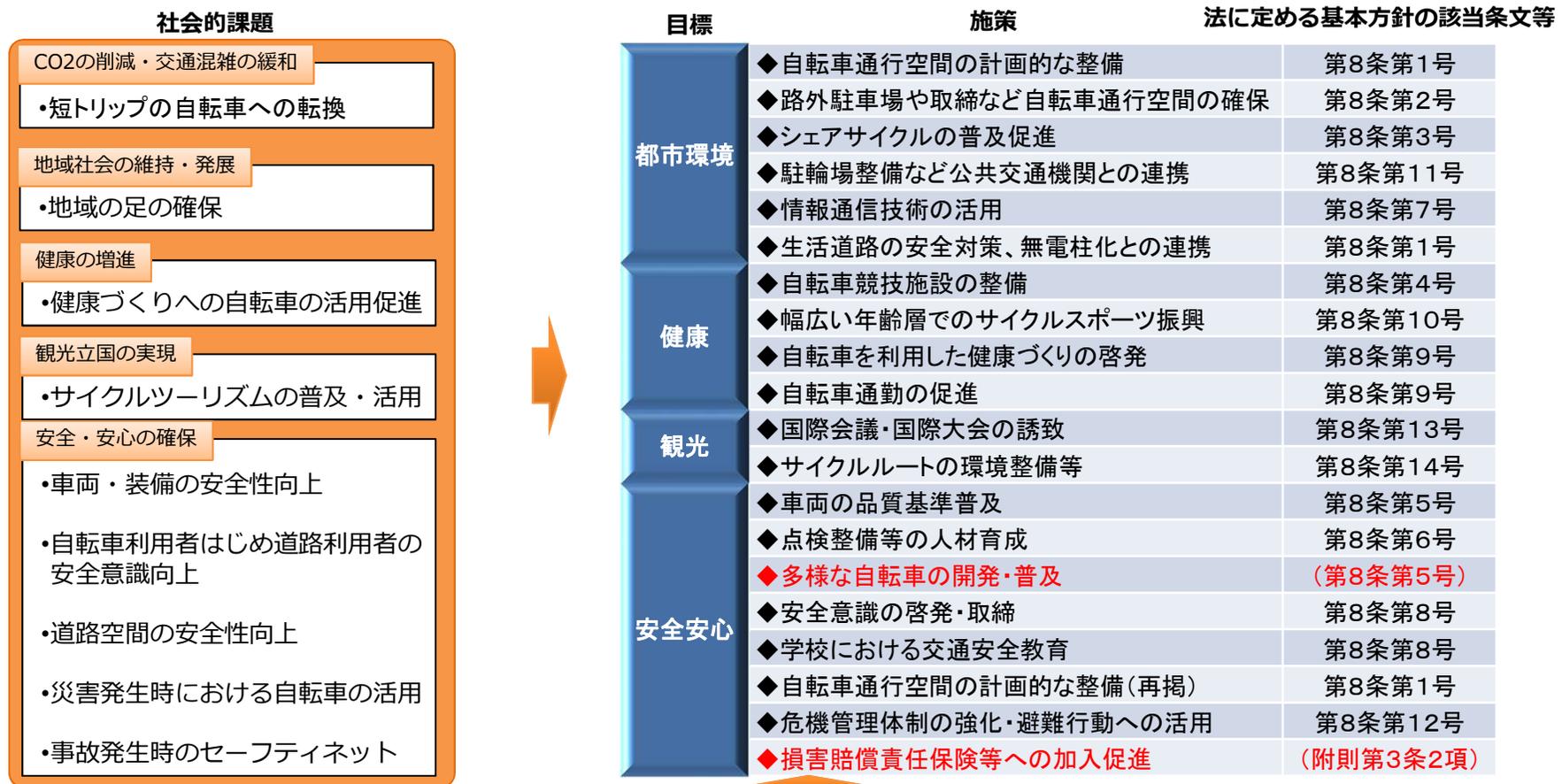
○計画の施策は自転車活用推進法に定められた基本方針に即して定められている。

自転車活用推進計画		自転車活用推進法 基本方針(第8条)
目標	施策	
都市環境	1 自転車通行空間の計画的な整備	① 自転車専用道路等の整備
	2 路外駐車場や取締など自転車通行空間の確保	② 路外駐車場の整備等
	3 シェアサイクルの普及促進	③ シェアサイクル施設の整備
	4 駐輪場整備など公共交通機関との連携	⑪ 公共交通機関との連携の促進
	5 情報通信技術の活用	⑦ 情報通信技術等の活用による管理の適正化
	6 生活道路の安全対策や無電柱化との連携	① 自転車専用道路等の整備
健康	7 自転車競技施設の整備	④ 自転車競技施設の整備
	8 幅広い年齢層でのサイクリングスポーツ振興	⑩ 青少年の体力の向上
	9 自転車を利用した健康づくりの啓発	⑨ 国民の健康の保持増進
	10 自転車通勤の促進	⑨ 国民の健康の保持増進
観光	11 国際会議・国際大会の誘致	⑬ 自転車を活用した国際交流の促進
	12 サイクルルート環境整備等	⑭ 観光来訪の促進、地域活性化の支援
安全・安心	13 車両の品質基準普及	⑤ 高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
	14 点検整備等の人材育成	⑥ 自転車安全に寄与する人材の育成等
	15 交通安全意識の啓発・取締	⑧ 交通安全に係る教育及び啓発
	16 学校における交通安全教育	⑧ 交通安全に係る教育及び啓発
	17 自転車通行空間の計画的な整備(1の再掲)	① 自転車専用道路等の整備(再掲)
	18 危機管理体制の強化・避難行動等への活用	⑫ 災害時の有効活用体制の整備

# 目標及び施策体系



- 社会情勢の変化（高齢化の進展、情報通信技術の発達、車両及び利用者の多様化、生活様式・交通行動の変容）を踏まえて、施策体系について検討。
- 新たに施策として2項目を追加した上で、4つの目標は現計画を踏襲。
- ただし、新型コロナの影響（生活様式・交通行動の変容）については、今後の状況等を注視しながら計画における取扱を引き続き検討。なお、新型コロナの影響の長期化が見込まれた場合、他の計画における取扱も参考にした上で、目標の1つに掲げることも検討。



※赤字が現計画からの変更点